

平成15年6月23日

各 位

株式会社 UFJホールディングス

コード番号 8307

債権の取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UFJ銀行、UFJ信託銀行株式会社及び株式会社泉州銀行(以下、「3行」)の取引先であるアジア太平洋トレードセンター株式会社、株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング、株式会社湊町開発センター(以下、「取引先3社」)が、大阪簡易裁判所に特定調停の申立を行ったことに伴い、3行の上記取引先3社向け債権につき、取立遅延のおそれが生じたのでお知らせ致します。

記

1. 取引先3社の概要

(1) アジア太平洋トレードセンター株式会社

所在地 大阪市住之江区南港北2-1-10

代表者 石部 勝

資本金 22,111百万円

(3) 株式会社湊町開発センター

所在地 大阪市浪速区湊町1-4-1

代表者 大西 凱人

資本金 8,000百万円

(2) 株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング

所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

代表者 阪口 英一

資本金 9,400百万円

2. 当該取引先3社に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成15年6月20日 大阪簡易裁判所に特定調停の申立。

3. 当該取引先3社に対する債権の金額

(1) 株式会社UFJ銀行

アジア太平洋トレードセンター株式会社 15,397百万円

株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング 7,618百万円

株式会社湊町開発センター 3,312百万円

(2) UFJ信託銀行株式会社

アジア太平洋トレードセンター株式会社 852百万円

(3) 株式会社泉州銀行

アジア太平洋トレードセンター株式会社 1,199百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権額のうち、その相当部分が担保・引当金にて保全されておりますので、本件に伴い当社が既に発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。